

三重県観光統計データ利活用研修実施業務委託仕様書

1 業務の目的

本県では、市町・DMO等が活用できるよう、Webサイト「三重県観光統計データ」(<https://www.tourism-statistics.pref.mie.lg.jp/index.html>)（以下、本サイト）において、三重県の様々な観光統計データを可視化し公開している。

本業務は、本サイトで公開しているデータをはじめとした観光統計データの活用方法について、市町・DMO等（県内29市町、DMO11団体、DMO除く観光協会30団体）を対象に研修を実施することにより、市町・DMO等のデータリテラシーを高め、県内の観光施策のEBPM

（Evidence Based Policy Making：データ等の合理的根拠に基づいた政策立案）を推進することを目的とする。

2 契約期間

契約日から令和8年3月23日（月）まで

3 業務内容

市町・DMO等を対象に、以下のとおり、データの収集・取得から理解、分析、活用まで体系的に学ぶことのできるセミナーを実施すること。

（1）セミナーの回数

異なるテーマのセミナーを計5回以上実施すること。

（2）開催方法

集合型研修またはオンライン研修

※セミナーごとに異なる開催方法での実施は可能なものとし、各セミナーの内容に応じて、より効果的な方法を選択し提案すること。

（3）セミナーの内容

少なくとも以下の項目を含めたセミナー内容を提案すること。

① 統計学の基礎的知識の習得

（例）

（ア）データの種類（量的データ、質的データ）

（イ）代表値（平均値、中央値、最頻値）、ばらつき（標準偏差、分散）

（ウ）グラフの種類（棒グラフ、折れ線グラフ、円グラフ）、グラフ作成の注意点

（エ）信憑性のあるデータの収集方法（無作為抽出等）

（オ）基本的な統計分析手法（クロス集計、相関分析等） など

② 観光統計データの種類・活用方法

以下の2種類のデータについて、どのような種類があり、どのような分析に活用できるのか

（ア）観光庁や三重県が公開しており、無償で得られるデータ

（例）

・ 宿泊旅行統計調査（観光庁）

延べ宿泊者数（全体・外国人）、実宿泊者数（全体・外国人）、定員・客室稼働率、宿泊施設タイプ別延べ宿泊者数、居住地・出身地別延べ宿泊者数 等

- ・インバウンド消費動向調査（観光庁）
訪日外国人旅行者消費額、消費動向等
- ・観光客実態調査（三重県）
観光客属性、観光行動、満足度等

（イ）人流データや決済データ等、購入することで得られるデータ

③ Webサイト「三重県観光統計データ」の活用方法

（例）

（ア）ダッシュボードの操作方法（データの絞り込み、グラフ表示）

（イ）データのダウンロード方法（CSV形式、Excel形式等）

（ウ）ダウンロードしたデータの加工・分析方法（Excel、統計分析ソフト等）

（エ）分析結果の可視化方法（グラフ作成、レポート作成等）

（オ）データの更新頻度、データの出典等の情報提供

④ 最新デジタル技術の活用方法

ビッグデータ処理にかかる生成AIの活用等、最新のデジタル技術の統計処理等への活用方法

なお、セミナーをオンラインにより開催する場合は、セミナーを録画し、常にアーカイブ視聴できるようにすること。また、セミナーの資料については、セミナー終了後、県が使用できるものとする。

（4）セミナー講師の選定

各セミナーの内容に応じた講師を選定すること。講師の選定にあたっては、今までの業務実績やセミナーにおける講師実績、知名度等を考慮のうえ、市町・DMO等の参加を促すような人物を選定すること。

なお、セミナーごとに異なる講師の選定は可能なものとする。

（5）セミナーにかかる事務手続き

各セミナーの会場は提案事業者において確保すること。また、募集案内、受講決定通知等、市町・DMO等へのセミナーに関する連絡は、提案事業者において行うこと。

（6）アンケートの実施

各回セミナー終了後にアンケートを実施し、研修参加者の理解度、満足度、今後の活用意向等を測定し、アンケート結果の集約・分析、研修結果の評価を行い、改善項目があれば次回の研修に反映すること。

4 納入成果物

各回セミナー終了後に研修実施結果報告書（研修資料一式、アンケート結果、改善提案等を含む）を提出すること。

5 実績報告書等の提出

委託業務がすべて完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を県に提出すること。

① 報告期限：令和8年3月23日（月）

② 記載事項

ア 委託業務名

イ 契約金額

ウ 契約日、契約期間

エ 完成年月日

オ 実施した業務概要

カ その他、事業実施の説明に必要な書類

6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

7 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約不適合を知った時から1年以内とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって、暴力団等排除要綱第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 三重県観光部観光戦略課に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県観光部観光戦略課と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落

札資格停止等の措置を講じる。

9 その他

- (1) 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (4) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (5) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとします。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとします。
- (6) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従ってください。
- (7) 県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- (8) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応してください。
- (9) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従ってください。
- (10) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとします。